

八千代市第4次基本構想

この第4次基本構想は、平成22年11月26日八千代市議会において、議決されたものです。

第1章 策定の意義・目的

基本構想は、八千代市のまちづくりを進めていくうえでの基本理念と将来目標および施策の大綱を示し、総合的な行政運営の指針とするもので、基本計画および実施計画の基礎となるものです。

第2章 目標年度

基本構想は、平成23年度（2011）を初年度とし、平成32年度（2020）を目標年度とします。

八千代市第4次基本構想

第3章 基本理念

本市は、豊かな自然環境を有し、快適さと豊かさを兼ね備えた都市として発展を続けています。

この豊かな自然環境を守り、市民の誰もが、八千代市に住んでいてよかったと実感できるまちの実現に向け、本市の将来にわたる都市の理想や市民のみちしるべである市民憲章の精神のもと、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

『誇りと愛着』

市民の誰もが心からこのまちを愛し、誇りを持ってこのまちに暮らしたいと願う、そんな魅力あふれるまちづくりを推進します。

『共生と自立』

市民やコミュニティの自主的活動を促進し、市民と行政が互いにパートナーとして共に支え合うまち、自立するまちづくりを推進します。

『安心と安全』

市民の誰もが生涯にわたって、いきいきと安心して暮らすことができるまち、快適で安全な生活が送れるまちづくりを推進します。

第4章 将来像

第1節 将来都市像

本市が持つ、都市と自然とのバランスに優れたまちとしての特性を活かし、市民の誰もが誇りと愛着を持って暮らすことができる、やすらぎに満ちたまちを創造していくため、第4次基本構想における本市の将来都市像を「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」と定め、まちづくりの基本目標とします。

第2節 将来都市像実現のための6つの柱

本市が目標とする「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」を実現するため、次の6つの柱を基本として、まちづくりを進めます。

1. 健康福祉都市をめざして

少子・高齢化が進行し、高齢社会を迎える中で、すべての人の個性が尊重され、共に支え合い、共に生きる、やすらぎに満ちた人にやさしいまちづくりを通し、地域ぐるみの福祉をより一層充実させていくことが求められています。

そのため、すべての市民が、住み慣れた家庭や地域で安心して生きがいをもって暮らし、互いに尊重しながら人々が共に助け合い、生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるよう、保健と医療と福祉の連携による、健康福祉都市の創造をめざします。

2. 教育文化都市をめざして

社会の成熟化、国際化、情報化などを背景に、市民の生活様式や価値観の多様化が一段と進み、市民一人ひとりの個性や能力を発揮できるまちづくりが求められています。

そのため、学校教育においては、一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導により、基礎・基本を確実に身に付け、確かな学力を育てるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、多様な体験活動や道徳教育の充実を図り、健康で豊かな心を育むよう努めます。

また、市民それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、だれでも学習する

機会に恵まれた地域社会の実現を図るため、社会教育で行われる多様な学習活動を含めた生涯学習の振興、青少年の健全育成、男女共同参画の推進、文化・スポーツの振興、多文化共生の推進を図り、教育文化都市の創造をめざします。

3. 環境共生都市をめざして

地球温暖化が深刻な課題として浮き彫りになっており、環境への負荷を軽減する対策が待たなしに求められています。

また、動植物が生息できる豊かな自然を保全することも重要な課題になっています。

そのため、温室効果ガスの削減、新エネルギー・省エネルギーへの取り組み、谷津里山・水辺の保全、動植物の保護、ゴミの減量化や再資源化への取り組みによる資源循環型社会の形成について、市民・事業者・行政の連携による環境共生都市の創造をめざします。

4. 安心安全都市をめざして

市民が生涯を安心して豊かに暮らせる都市は、安全性や快適性が優先されなければなりません。

また、災害や犯罪の発生、交通事故などの社会問題に対する不安感を解消することも求められています。

そのため、災害などから生命と財産が守られ、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、防災・消防体制の充実や防犯・交通安全対策など生活環境整備の推進に努めるとともに、市民・地域・NPO・企業・行政の連携による安心安全都市の創造をめざします。

八千代市第4次基本構想

5. 快適生活都市をめざして

快適な生活を営むうえで都市基盤の整備は、欠かせないものです。

そのため、市民がバリアフリーで円滑に移動でき、かつ地球環境に配慮した公共交通機能の充実や道路などの整備、いつでも毎日の生活にあたりまえのこととして使える水道・下水道の整備、都市の再生や将来のまちづくりを見据えた市街地整備、潤いとやすらぎを与えてくれる緑地や公園の整備など、快適生活都市の創造をめざします。

6. 産業活力都市をめざして

地域の産業・経済の振興は、そこに働く人ばかりではなく、地域の活力を高め、地域全体の生活の向上につながります。

本市は、今後も自然とのバランスに優れた住宅都市として、成熟度が高まっていくこととなりますが、住宅都市と共存できる農業・商工業の発展をめざしていくことが必要です。

そのため、生産性の高い活力ある都市型農業の確立、集客力のある商業の振興、工業団地を核とした工業の振興、観光資源を活かした観光の振興など、産業活力都市の創造をめざします。

第3節

将来人口・土地利用

1. 将来人口

基本構想の目標年度である平成32年（2020）度末の将来人口は、218,000人と想定します。

2. 土地利用

(1) 自然的特性

本市は、新川（印旛放水路）が、市域のほぼ中央を南北に貫流し、それを抱くように標高5mから30mのなだらかな起伏が続く台地が広がっています。

低地を流れる新川、神崎川、桑納川といった河川の周辺には水田が広がり、豊かな田園風景をつくっています。

(2) 社会的特性

本市は、都心から東へ31km、県都千葉市中心部から北へ13km、成田国際空港から西へ26kmと、それぞれ近い距離に位置しています。

この好立地条件から、昭和40年（1965）前後、日本経済の高度成長とともに、人口の急激な増加がもたらされ、本市の南端を走る京成本線沿線地域から北方向に宅地化が進行しました。

昭和50年（1975）代以降、人口は急増期から増加期、安定期へと推移してきました。しかしながら、平成8年（1996）の東葉高速線の開通により、駅周辺部において市街地の形成が進み、宅地化が市の中央部一帯へと進行しています。

(3) 土地利用の基本方針

① 全市的な土地利用の基本方針

都市の主人公である市民を尊重したまちづくりをめざすうえで、人間・自然環境・都市環境との共生が図られるまちづくりの視点が大切です。

このような観点から、第3次基本構想における土地利用の基本方針である、自然の面積と都市の面積をそれぞれ50%にするという原則を引き続き継承し、秩序ある発展と土地の有効利用に努めます。

② ゾーン別の土地利用の基本方針

《既成市街地ゾーン》

京成本線沿線部から国道296号周辺までの既成市街地ゾーンは、一般的にほぼ熟度の高い土地利用がされ、住宅街としての成熟度も高い地域で、今後、公共・民間部門を問わずこの地域全体としてのリフォームの必要性が高まっています。

また、一部新市街地ゾーンと隣接する地区においては、2つのゾーンの秩序と調和を保てる土地利用を図っていく必要があります。

このようなことから、既成市街地ゾーンにおいては、総合的な居住環境や都市機能などの質的向上を図り、市民の快適な生活環境を形成するため、必要に応じて都市の再生を図るとともに、ゾーン境界部においての良好な土地利用を促進します。

《新市街地ゾーン》

国道296号周辺部から国道296号バイパス予定地周辺部までの新市街地ゾーンは、特に、東

葉高速線の駅周辺部を中心に新市街地が形成されています。

このゾーンの特性は、既成市街地ゾーンと隣接・重複し、ゾーン内には本市の工業団地すべてが立地しており、市街化調整区域と連なっています。

また、地域のほぼ中央部を東西に東葉高速線が走り、今後も人口の増加が予想されるゾーンです。

このようなことから、新市街地ゾーンにおいては、都市における東葉高速線の基幹的な機能を生かし、本市の新しいまちづくりを展開するゾーンとしての土地利用を図るとともに、工業団地との共存、北側に位置する自然環境保全ゾーンとの調和に配慮した土地利用を図ります。

《自然環境保全ゾーン》

国道296号バイパス予定地周辺部から、その北側一帯を地域とする自然環境保全ゾーンは、市街化調整区域を中心とした地域です。

市民が誇る豊かな自然環境は、このゾーンにある自然によるところが大きく、市街化調整区域を中心とした農村部で支えられています。

したがって、本市の自然環境を保全していくためにも市街化調整区域を中心とする、このゾーンへの対応は重要です。

このようなことから、今後とも自然環境を生かしていきながら、農地の保全と市街地との調和を考慮した土地利用を推進します。

第5章 施策の大綱

第1節 健康福祉都市をめざして

1. 保健・医療

健康はかけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基礎です。市民生活の基礎となる健康づくりを推進していくためには、市民自らが健康の維持と増進を図れる環境づくりや生活習慣の改善による疾病予防が必要です。また、充実した医療体制も欠くことができません。

このため、市民の健康生活に向けた取り組みを促し支援するほか、保健・医療・福祉・地域の連携による効果的な健康づくりを推進するとともに、市民が安心して生活を送るために、疾病時に適切な医療が提供できる質の高い医療体制づくりに努めます。

(1) 保 健

保健・医療・福祉・地域が連携をとりながら、市民の健康の維持・増進を図れるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実に努め、病気や障害があっても誰もがいきいきと暮らしていける環境づくりに努めます。

また、各種健診や健康相談、健康教室等を行い、市民の健康の維持・増進に努めるほか、新たな感染症にも対応します。

(2) 医 療

医療需要は多様化、高度化し、地域完結型の医療も求められるようになってきました。また、新たな感染症への対応も課題です。加えて、医療には、病気を治すだけでなく、健康の維持増進や身体機能の回復なども求められるようになってきました。

本市では中核病院として東京女子医科大学八千代医療センターが開院してから、小児科や

産科を含む救急医療や高度医療などの地域医療が大きく改善されましたが、これらの医療体制を末永く維持するとともに、時代の変化に合わせる柔軟さも求められています。

このため、限られた医療資源を有効に活用するよう、医療機関の役割を明確にした機能分化や連携の推進が必要であり、保健・福祉部門との連携強化なども進める質の高い医療体制づくりに努めます。

2. 社会福祉

急速な少子高齢化や核家族化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、誰もが住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、共に支え合う地域社会の形成が急務となっています。

一方、福祉サービスに対する需要は多様化・複雑化しています。

このため、福祉サービスの提供に大きな役割を担う市民団体やボランティアなどの育成に取り組むとともに、情報提供・相談体制の充実、市民・団体・行政の連携を強化し、適切な福祉サービスを提供していく必要があります。

多様化する福祉サービスに対する需要を的確にとらえ対応するため、行政のみならず、市民の能力も活用した支え合う地域ぐるみ福祉を推進し、住んでいてよかったと思える福祉社会を築きます。

(1) 児童福祉

児童の健やかな成長は、市民みんなの願いです。

近年の少子化・核家族化・都市化の進行は、児童の養育機能や養育環境に多種多様の変化をもたらし、健やかな成長に対する懸念が生じています。

このため、家庭・地域・職場を含めた社会全体で子育ておよび健やかな子どもの成長を支援する体制の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の精神的、経済的な不安を解消し、自立と生活の安定を図ることにより、健全な家庭生活が営めるよう、支援体制の充実に努めます。

(3) 障害者(児)福祉

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活できる社会。このノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が地域で安心して暮らし、当たり前に取り組むことのできる、希望に満ちた社会生活を営めるまちづくりが必要です。

このため、バリアフリーの考え方による福祉のまちづくりを一層推進するとともに、障害の早期発見、療育、機能回復、社会参加を促進する施策の充実に努めます。

(4) 高齢者福祉

高齢者の増加に伴い要介護認定者が増加し、今後も、介護サービスに関する情報提供や相談体制をはじめ、サービス提供体制の充実やサービスの質の向上などが求められています。

また、介護保険制度が予防重視型システムへと転換されたことにより、生活機能低下の早期発見・早期対応の体制整備を図るとともに、高齢者が介護を必要とする状態にならないための介護予防が重要になっています。

このことから、高齢者が生きがいを持って安心して生活できるよう、社会への参加を促進するとともに、福祉サービスの充実に努めます。

(5) 低所得者福祉

生活に困窮する人に対する相談・指導の充実を図り、生活保護制度を基本とし、生活を保障するとともに、適正な就労支援や生活支援により自立の助長に努めます。

(6) 地域ぐるみ福祉

高齢社会を迎える中、核家族化が進行しています。その結果、高齢者の2人世帯や単身世帯、寝たきり世帯などが急増し、在宅福祉の需要増加が見込まれています。

また、犯罪や事故、災害から障害のある人や高齢者を守り、地域で安心して生活できるまちづくりも必要です。

このため、地域活動やボランティア活動による温かい地域づくりが求められています。

支え合いや思いやりのある近隣社会を築いていくため、家庭・地域・ボランティア・NPO・行政が多様な形で連携した地域ぐるみ福祉活動の推進に努めます。

(7) 墓地・斎場

墓地需要の増加と墓地意識の変化に対応した市営霊園が、市民にとって利用しやすい施設となるよう努めます。

また、四市複合事務組合が運営する馬込斎場の管理運営に努めるとともに、今後見込まれる火葬炉の不足に対応するため、第二斎場の整備に努めます。

3. 社会保険

経済不安、少子・高齢化の進行の中であって、すべての市民が安心・自立して暮らすための大きな支えとして、社会保険の果たす役割はますます重要となっています。

八千代市第4次基本構想

国民健康保険・高齢者医療制度は、市民の医療の確保と健康の保持・増進に欠かせないものです。

また、高齢化の波が押し寄せる中、老後の生活の糧である国民年金や、介護を必要とする人やその家族の負担を社会全体で支えあうための介護保険の役割はますます重要となっています。

このため、今後も、医療・介護・年金の3つを柱とする社会保険制度的確な運営と、被保険者へのサービス確保に努めるなど一層の充実を図ります。

(1) 国民健康保険・高齢者医療制度

保健・医療・福祉との連携による予防医療を中心とした保健事業の充実を図り、保険給付の適正化と財政運営の健全化に努めます。

(2) 介護保険

高齢者人口の増加に伴い、介護サービス利用者の増加が予想されており、介護保険制度の安定運営、サービスの質の向上を図るとともに、介護予防への取り組みに努めます。

(3) 国民年金

国民年金制度については、基礎年金制度の周知、加入促進、受給権の確保に努めます。

第2節

教育文化都市をめざして

1. 教育

学校教育は、子どもたちのそれぞれの成長段階に応じて、知識、教養、社会性の習得、個性の創造により、自立性、協調性、国際的視野などを培い、心豊かな人間性を形成するうえで欠くことのできないものです。

また、生涯学習社会における学習の基礎づくりの場としての大きな役割も担っています。

幼児教育、義務教育については、幼児、児童生徒の増減動向に適切に対応し、教育施設の整備、活用を図るとともに、国際化・情報化など時代の変化に対応し、個性を生かす教育の充実に努めます。

高校教育については、地域社会・小中学校との連携を働きかけ、大学については、機能の地域社会への開放・交流、人材活用の促進に努めます。

(1) 幼児教育

幼児期は、人間形成のうえで大切な時期です。

このため、幼稚園・保育園・認定子ども園・幼児教室・小学校・家庭・地域社会が連携し、幼児の健やかな成長と人間形成が図れるよう幼児教育の支援に努めます。

(2) 義務教育

情報社会、生涯学習社会の進展など、小中学校の児童生徒を取り巻く教育環境は、急激に変化しています。

このような社会情勢の変化の中で、将来を担う児童生徒が心身ともに健康で、必要な知識や教養を培い、心豊かな人間性を育むために、一人ひとりの個性や能力を生かした教育の推進に努めます。

(3) 高校・大学教育

高校と小中学校の相互学校訪問や関係機関等と連携を深めるとともに、大学機能の地域社会への開放・交流、人材の活用の促進に努めます。

2. 生涯学習

市民が生涯を通して自己を高め、人間性豊かな人生、充実した生活を送るため、生涯学習の重要性が高まっています。

このため、社会教育で行われる多様な学習活動を含め、「いつでも、どこでも、だれでも」が自由に学習活動に取り組み、またその成果を生かすことができるよう、生涯学習推進体制を整備し、学習機会の拡充や、人材育成、情報提供、施設整備等、学習支援の充実を図るとともに、学びを通じた市民の交流と学習成果の地域への還元に努めます。

3. 文化

市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、生活をより有意義にするとともに、文化の担い手として、自分たちの住むまちに誇りと愛着が持てるよう市民文化の充実に努めるとともに、先人の残した貴重な文化財を後世に継承します。

(1) 市民文化

市民が身近な地域でさまざまな文化に触れ、活動できることは、一人ひとりの文化的な欲求を満たし、文化的な生活を実現するだけでなく、市の個性・アイデンティティを創造していくうえでも大切なことです。

このため、地域における市民の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に触れる機会の充実を図り、市民文化の振興に努めます。

(2) 文化財

先人の残した重要な文化遺産である文化財は、ふるさとの歴史や文化を正しく理解するうえで欠かせない貴重な財産です。

このため、文化財の調査・保存に努めるとともに保護と活用を図ります。

4. スポーツ・レクリエーション

自由時間の増加や高齢化の進行に伴い、生涯学習、健康維持、人とのふれあいといった観点から、スポーツ・レクリエーション活動への関心が高まっています。

このため、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備・充実に努めます。

5. 青少年健全育成

核家族化、少子化、情報化など、青少年を取り巻く環境変化が著しい中で、日本の未来を築く青少年を健全に育成することは、地域社会全体の務めです。

このため、地域や関係機関・団体の連携により、青少年健全育成が促進され、青少年を支える体制づくりが図れるようにするため、家庭教育および関係団体の支援に努めます。

6. 男女共同参画社会

男女を問わずすべての個人が、互いにその人権を尊重し、権利も責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要な国民的課題となっています。

このようなことから、本市では男女がともに豊かな人生を実現できる共同参画社会をめざ

した「やちよ男女共同参画プラン」を策定し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、女性の生涯にわたる職業形成など様々な施策を進める一方、社会情勢の変化により新たな課題にも取り組みながら、男女が共同して参画できる社会の実現に努めます。

7. 多文化共生

外国人の定住化が進む現在、外国人を地域住民として認識する視点が求められており、新しい地域社会のあり方として、国籍や民族の違いを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増しています。

このため、外国人を地域住民としてとらえ、社会参加を推進するため、主体的に地域で活動を展開できるような拠点の整備や、外国人の活動支援、外国人との交流を促進するための担い手の育成に努めます。

第3節 環境共生都市をめざして

1. 環境との共生・保全

生活環境の保全・改善、地球温暖化、貴重な野生動植物の絶滅などの環境問題に対して、市民・事業者・行政の3者の連携によって中長期的な視点での対策を講じ、環境と共生する都市の実現に努めます。

(1) 生活環境

大気や公共用水域、地質の汚染状況を把握し、環境への負荷を低減させる対策および保全すべき基準を超えた環境についての改善が必要です。

大気については、光化学スモッグの原因である化石燃料の使用量の削減を推進します。

公共用水域については、アオコの発生の原因となる窒素やリンの排出量を削減するため、事業所に対する指導を強化するとともに、生活排水の浄化対策を推進します。

地質環境については、残土規制や事業所に対する指導により、地下水汚染対策を推進するとともに土壌汚染の未然防止に努めます。

(2) 地球温暖化

地球環境という基盤の上に成り立っている私たちの暮らしの中で、人の活動によって排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球温暖化の原因となっています。

このため、その削減に向けた実践活動の促進や啓発等の取り組みを推進します。

(3) 生物多様性の保全

現在多くの生物種が絶滅の危機に瀕しています。これに対して、我が国は生物多様性基本法を平成20年(2008)6月に施行し、各自治

体に生物多様性の保全のための施策策定と実施を義務づけています。

このようなことから、本市においても自生の貴重な動植物種を守るとともに、そうした動植物の命を支えている谷津・里山や水辺などの生態系の保全に努めます。

(4) 環境美化

身近な生活環境を保全し、向上させるために、地域ぐるみで美化活動の推進を図ると共に、ポイ捨て防止などのマナー向上の取り組みを進めます。

また、大規模な不法投棄や廃棄物の不適正保管など不適正な状況の発生を未然に防止するため、地域ぐるみで監視活動に取り組みます。

2. 資源循環型社会の形成

廃棄物を処理することにより、資源の消費や環境への影響が生じています。

このような状況を改善していくため、廃棄物の発生抑制や削減に努めるとともに、資源の有効利用を図る資源循環型社会の形成が求められています。

このため、資源循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の適正処理を行うとともに、特に廃棄物の焼却に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減を図るため、一般廃棄物の排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rによる取り組みを推進します。

さらに、日々発生する一般廃棄物の処理施設における、処理の停滞を防ぐため、ごみ排出量に対応した焼却施設の充実を図ります。

第4節

安心安全都市をめざして

1. 市民の安心

生活の多様化に伴い、市民生活を取り巻く問題も複雑、多様化しています。

このため、生活上生じる様々な問題についての各種相談や、消費生活に関する総合的な情報提供を行い、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(1) 相談

市民の日常生活の中で起こる問題等に対し、各種相談を通じて、市民が安心して生活が送れるように努めます。

(2) 消費生活

消費者被害を未然に防止するため、積極的に情報提供や啓発を行い、安心安全な消費生活の確立に努めます。

2. 市民の安全

災害については、「自分の命は、自分で守る」そして助け合いの輪を広げ「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本として、市民・地域・行政の連携により、災害に強いまちづくりに努めます。

また、日常の市民生活の安全面については、事故や火災、犯罪のないまちづくりに努めます。

(1) 防災

いつ起るかかわからない災害に対し、日ごろの備えと災害時の応急対策や都市の防災構造の強化に努めることが大切です。

このため、市民一人ひとりの防災意識の啓発や自主防災体制の強化、防災資機材の備蓄の充実が必要です。

また、市民の安心で安全な生活を確保するため、耐震化の促進や雨水・排水対策、急傾斜地対策など、地域防災計画を確立し、災害に強いまちづくりに努めます。

(2) 消 防

私たちの生命や財産を一瞬のうちに奪い取る火災は、市民一人ひとりのちょっとした注意で、発生を防ぐことができます。

このため、防火意識の啓発など、火災予防の充実に努めることが必要です。

また、火災の発生に備えて、消防署の適正配置や通信体制・消防車両の整備、消火栓・防火水槽の整備など、消防体制の強化に努めます。

救急需要に対しては、救命率の向上を図ることに重点を置き、特に、今後増加する高齢者の救急患者に対応できる救急・救助体制の整備に努めます。

(3) 防 犯

犯罪のないまちで、安心して暮らせることは市民の願いです。このため、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら連携および協力を図り、防犯活動の推進に努めます。

(4) 交通安全

自動車の増加や都市化の進展などにより、交通災害の危険性が増しています。

市民を交通災害から守るため、市民の協力と警察・関係団体との連携をとりながら、交通安全活動を推進するとともに、幼児・高齢者や障害を持つ人にやさしい道路の整備と交通安全施設の整備に努めます。

第5節

快適生活都市をめざして

1. 総合交通

本市の交通については、人が安全で快適に移動できるための交通機能、道路などの交通施設、移動の広域性と地域性、さらには、将来における望ましい交通体系などに着目して総合的、計画的に整備することが求められます。

このため、バリアフリー化を促進するとともに、鉄道・バスの公共交通機能の充実や広域的・地域的な視点での道路など交通施設の整備を推進し、総合的な交通機能・施設の形成を図りながら、将来を展望した総合的な交通体系の整備の促進に努めます。

また、移動の自由性を高める鉄道の高架化などの課題については、引き続き検討するものとします。

(1) 公共交通

鉄道・バスの公共交通は、本市の大量交通機能の根幹をなすものであり、環境対策やエコ・ツーリズムという面でも重要な移動手段です。

このため、公共交通の充実を図るため、鉄道については、引き続き利便性の向上を要請して行きます。

バスについては、路線網の整備充実を要請するとともに、コミュニティバス等による地域交通への対応を図ります。

こうした取り組みにより、地域の足としての公共交通を支援します。

(2) 道 路

道路は、交通施設として重要な役割を担っているとともに、市街地形成のあり方を決定する最も基幹的な公共施設・公共空間でもあります。

このため、国・県道、都市計画道路、生活道路など、それぞれの機能分担と各道路との連携性を考慮して、体系的な道路整備に努めます。

国・県道は、本市の広域的幹線道路として重要な機能を担っていますが、通過車両などの増加に伴い、交通渋滞を生じており、改良やバイパスの整備の促進が求められています。

このため、国・県等関係機関に整備の促進を要請します。

市道は、市民の生活道路としての役割が高く、人にやさしい道路の整備に努めます。

市道のうち、都市計画道路については、将来を展望した体系的な道路整備を推進し、一般の市道については、改築や維持・補修に努め、安全性や移動円滑化の向上を図ります。

2. 公園・緑地

公園・緑地は、市民の身近にある貴重な緑の公共空間であり、人が語り、ふれあう場として、子どもたちの遊びの空間として、また、災害時には避難場所としての機能を併せ持っています。

このようなことから、都市公園の総合的な整備を進めるとともに、緑と花を市民みんなで育て、維持し、守り継いでいくため、市民と一体となって緑と花のまちづくりに取り組みます。

3. 水道

水道は、市民の健康的な生活を維持する重要なライフラインの一つであり、「安心・安全でおいしい水」を適正な料金で安定的に供給することが、何より求められます。

このため、水質の管理、水源の確保、災害に強い施設整備および施設の延命化を図るため更新計画を策定し、健全な経営に努めます。

4. 下水道

下水道は、快適で衛生的な市民生活を営むための根幹的な施設であります。

また、河川・湖沼・海の水質汚濁を防止し、良好な水辺環境を保全していく上で、重要な役割を果たしています。

このため、汚水については、処理区域の拡大、ポンプ場の施設改修および管路の延命化を図る対策を計画的に進めます。

雨水については、都市化の進展に伴う緑地や空地の減少などにより、地下への浸透能力が低下しており、豪雨などへの対策を計画的に進めます。

5. 市街地整備

本市の市街地は、土地区画整理事業等による市街地整備により、住宅都市として、良好な住宅・宅地の供給や道路・公園等の整備がされてきており、市街地の景観や生活環境の整備改善に大きな役割を果たしています。

このため、本総合計画に示した土地利用の基本方針およびゾーニング計画を基本とし、八千代市都市マスタープランに沿った市街地整備を進めます。

6. 住宅

快適な生活を営む上で住生活の安定、向上が必要です。

少子・高齢化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応した住宅の供給、良好な居住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を有する者の居住の安定の確保が図られること等が求められています。

これらのことを旨とした民間住宅の建設・改善誘導と市営住宅の有効活用に努めます。

第6節 産業活力都市をめざして

1. 農 業

農業は、国民生活を維持するうえで、根本的な産業として位置付けられています。

本市の農業は、身近な消費地に多様な農産物を供給する都市型農業として発展してきました。しかし、都市化の進展など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

このため、生産基盤の整備や安定した農業経営体の育成、環境に配慮した農業経営への支援、多様な消費者ニーズに対応した生産・加工・流通の推進、消費者との交流促進などを通じて、都市型農業の振興に努めます。

2. 商工業

商工業の動向は、地域経済と消費生活に大きな影響を及ぼします。

商業については、安定した経営を継続していくための新たな事業展開や経営力の強化が重要です。

また、工業については、新たな技術や製品の開発など、経済の変動に左右されにくい経営形態が必要です。

このため、今後も、地域に根ざした商工業の育成を基本として、住宅都市における商工業の振興に努めます。

3. 観 光

観光の振興は、地域の発展や活性化に大きな役割を果たします。

このため、本市の恵まれた自然環境や歴史、特産品、イベントなどを地域の観光資源として

とらえ、多くの市民や来訪者が楽しみ憩えるよう活用に努めます。

4. 労働環境

少子・高齢化に伴い、経済社会を支える労働人口の減少が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、すべての人の意欲と能力が最大限発揮できるよう、環境整備を図ります。

また、高齢者等の就業を促進する国の施策に相まって、県とも協力・連携し、地域の状況に応じた対応に努めます。

第6章 構想の推進のために

＝市民主体による自立的な行政経営

地方自治体を取り巻く社会・経済環境は、急速な少子・高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など急激に変化しており、米国の金融危機に端を発した、世界同時不況の影響により、経済の先行きは不透明な状況にあります。

また、国と地方自治体の関係は、上下の関係から、対等の立場で対話ができる関係へと根本的に転換され、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める事のできる「地域主権」の早期確立に向けて、内閣府に地域主権戦略会議が設置されるなど、地方分権改革の取り組みが進められています。

さらに、社会が成熟段階を迎え、「物の充足から心の充足」、「量の確保から質の向上」、「画一的な社会から個性的な社会」へと市民の意識は、変化しています。

このような社会の成熟化と意識の変化に伴う、「価値観の多様化」によって、市民ニーズの多様化・高度化・細分化が進んでおり、市だけでなく、市民や地域コミュニティ、NPO等とのパートナーシップを基本とした、新しい公共による行政経営を推進することが、これまでも増して強く求められています。

このようなことから、市民だれもが、主体的にまちづくりに参画し、愛着をもって住み続けたいと思える、アメニティに富んだまちづくりを推進するため、「市民と行政の共生」、「コミュニティ活動の促進」、「新しい公共の構築」の観点から「市民主体による自立的な行政経営」を基本方針と定め、構想および計画を推進します。

第1節 市民参画によるまちづくりの推進

都市の主人公である市民が主役になってまちづくりを進めていくことが、ますます重要になってきます。

それには、行政と連携して取り組みができる場を提供し、市政への市民参画を一層促し、多様化する課題に力を合わせて取り組むことが必要です。

そのため、情報提供、情報公開、政策形成過程への参加はもちろんのこと、行政主導による参画だけではなく、市民主体による市政運営に努めます。

第2節 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

市民の誰もが安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく自治会、NPO、ボランティア団体、企業などの支え合いによる「新しい公共」としての動きが重要になっていきます。

こうした活動を活性化するためには、その基盤となる地域コミュニティに活力があることが必要です。

そのため、地域コミュニティの活動がさらに活性化するように、市民の自主的なコミュニティ活動の促進に努めます。

また、平和と文化を基本とした八千代市独自の平和施策や国内外交流を推進します。

八千代市第4次基本構想

第3節 持続可能な行政経営の確立

地方分権時代にふさわしい、持続可能な行政経営を確立することが求められています。

多様化する市民ニーズに対応するため、政策形成能力、財政運営能力など行政全体の総合的経営能力の向上を図り、的確な市民サービスを実施していく必要があります。

そのため、前長期総合計画との継続性などを図りながら本構想を推進します。

また、行政が保有している土地や施設などの有効活用を進め、市民サービスの向上に努めます。

第7章 時代的課題と対応

本市の将来都市像を実現するため、次のような時代的課題に的確に対応し、市民サービスの向上に努めます。

1. 少子・高齢化の進行

未婚化・晩婚化という結婚に関する意識の変化により、出生率が低下し少子化が進行しています。

平成17年（2005）に合計特殊出生率が過去最低の1.26となり、人口も平成16年（2004）をピークに減少に転じ、現在の傾向が続けば、平成67年（2055）には、我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間の出生数も半減し50万人を割り込むものと予想されています。

一方、平均寿命を見ると健康に対する意識の高まりや医療技術の進歩などにより男性79.00歳女性85.81歳（平成20年版厚生労働白書）と男女とも世界有数の長寿国となっており今後もさらに高齢化が進むことが予測されています。

本市の高齢化率は全国でも低いところに位置しています。しかし、高度成長期の大量就職期に流入した、いわゆる「団塊の世代」およびそれに近い世代の人口の割合が高く、この世代の人たちを中心に、これから急速な高齢化に直面することが想定されています。結果として、前期基本計画の期間中には、高齢化率が21%を超える、超高齢社会へ進行するものと予測されます。

このため、少子化や高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実を図り、安心して出産・育児ができる環境づくりや子育てを支援できる地域づくりを推進するとともに、高齢者が地域の中で生きがいを持って暮らせる環境の整備に努めます。

2. 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、家庭や地域、教育等あらゆる分野において男女が共同して参画することが極めて重要です。

しかし、男女共同参画社会の実現のためには、男性も家庭や地域活動に参画することができるような、仕事と生活のバランスがとれたライフスタイルの普及、女性の社会進出のサポートや女性の能力が正当に評価される社会づくり、在宅勤務型労働の促進や子どもを産み育てやすい環境の整備など、対応しなければならない問題が多くあります。

男女共同参画社会の取り組みは社会において生じている様々な課題解決に道筋をつけ、一人ひとりが豊かな人生を送ることを可能にし、組織を活性化し、ひいては持続可能で活力ある社会に向けての原動力となり得るということを認識することが重要です。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、女性の就業問題、育児支援など男女共同参画社会の形成を推進します。

3. 価値観・ライフスタイルの多様化

少子・高齢化の進行や情報化・国際化の進展、経済環境の変化などに伴い、「物から心」、「画一から個性」、「量から質」へと個人の価値観、社会全体としての価値観が変化し、多様化しています。

また、それに加え、生活水準の向上や自由時

八千代市第4次基本構想

間の増大、職業に対する意識変化などに伴い、旧来の価値観にとらわれない生きかた、いわゆるライフスタイルの変化と多様化も進んでいます。

これらは、「個人」や「個性」がより重視される社会への転換を促進させるとともに、「個と家族」、「個と地域」など「自己」と「他者」との関係をあらためて問いかけています。

こうした中、平成19年（2007）12月に政府・経済界・労働界・地方公共団体の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、現在、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』に向けての取り組みが進められています。

このような、価値観・ライフスタイルの変化と多様化は、あらゆる行政分野における需要の多様化・高度化・細分化を顕在化させ、また、市民のまちづくりへの参加意識にも変化をもたらしています。

このため、価値観・ライフスタイルの変化と多様化の動向に伴う市民ニーズを的確に把握し、総合的かつきめ細かな行政の展開に努めます。

4. 地方分権の進展

地方分権は、これまで「主従・上下」の関係に近かった国と地方との関係を「対等・協力」という新しい関係に立って国と地方との役割や責任などを明確にし、地方に委ねられるものはできるだけ委ねて、個性豊かで活力に満ちた

地域社会を構築しようというものです。

この地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年（2006）12月に地方分権改革推進法が施行され、地方分権改革の推進についての基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項が定められました。この法律をもとに、国と地方との役割分担や国の関与のあり方についての見直しや、それに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方についての検討、地方自治体の行政体制の整備および確立などの取り組みが進められています。

こうした中、政府は地方分権改革をさらに押し進めた、地域主権の実現を打ち出すなど、地方分権は、確実に大きな潮流となっており、地方自治体には、自己決定と自己責任にもとづき、自主的・自立的な地域づくりに取り組むことが求められています。

このため、市民の主体性や政策形成過程への参加を基本に、自己決定と自己責任によるまちづくりを推進します。

5. 情報化の進展

インターネットや携帯電話の普及に代表される情報処理・通信に関する技術が飛躍的に発展しています。これにより、人々の日常生活においても急激な情報化が進展しています。

このような情報化は、グローバル化とボーダレス化を進展させ、人々の日常生活や地域社会のあり方にも大きな影響を与えています。

しかし、情報化の進展は一方で、ネットワークのセキュリティの確保やプライバシーの保護などへの対応の必要性も提起しています。

このため、住民の立場に立った市民サービスの更なる向上や行政運営の簡素化・効率化を進めるとともに、個人情報の保護と適正な管理を図り情報社会に対応できる総合的な情報化施策を推進します。

6. 地球環境問題の顕在化

先進国の大量消費、大量廃棄型の生活様式や新興国の急速な工業化等により、地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行など、地球規模で発生する環境問題が深刻化しています。

この地球規模での環境問題は、一国のみでの対応が困難であり、国境を超えた共同の取り組みが必要です。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決のためには、ライフスタイルを環境にやさしいものへと変えていくことが求められています。

このため、私たち一人ひとりの行動や自治体の活動が、地球環境問題と直結していることを認識し、環境にやさしいライフスタイルへの転換、環境への負荷が少ない循環型社会の構築、新エネルギー・省エネルギーの推進など、地球環境の保護と資源の持続可能な利用を図ります。

7. 国際化・グローバル化の進展

国際化の進展に伴い、世界の国や地域との人・物・情報などの相互交流がますます活発化し、世界がより身近なものとなっています。

また、近年、多様な地域からの外国人入国者が増加するなど、日本における人の流れはグローバル化の時代を迎えています。

このような国際化・グローバル化の進展は、これまでの国家間の国際関係とは別に、個人や地域社会にとっても身近な問題となっており、自治体として国際交流や国際的なつながりということ、どう地域の活性化につなげていくか考えていかなければならない時代に入っています。

平成18年（2006）に国が策定した「多文化共生プログラムの提言」においても、外国人定住者に対するコミュニケーション支援や生活支援の検討の必要性が唱えられるなど、多文化共生社会の形成に向けた取り組みが求められています。

このため、市民・NPO・企業・行政との連携により、多様な文化的背景を持つ人々とともに、安心して社会生活を営むことができる地域社会の実現に努めます。